

Q3

遺留分とはなんですか？ 遺言をする際に、特に注意すべき 事はなんですか？

A3

遺留分とは、相続人に対して最低限の相続権を保障する制度です。

例えば、2人の子のうち1人の子に、遺産の全部を相続させるという遺言をしたとしても、後日他の子から自分の遺留分の減殺（遺産の請求のこと。このケースだと財産の1/4の遺留分があります）を請求された場合、遺産の中から減殺しなければいけません。しかし、遺留分にも配慮した遺言書を作成しておけば、後日の遺留分減殺請求などの紛争を回避することができます。

なお、被相続人の兄弟姉妹には遺留分はありません。配偶者・子・直系尊属のみ認められます。

☆遺留分制度の見直し（2019年7月1日施行）

遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができるようになる。

